

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	幼保連携型認定こども園設置等認可	
根拠条例等・条項	堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例	
所 管 課	子育て支援 部	幼保政策 課
審 査 基 準	別添「堺市幼保連携型認定こども園の設置認可等に関する審査基準」のとおり	
標準処理期間	標準処理期間	未設定
	標準処理期間を設定できない理由	申請内容の事実確認等に要する期間が個々の案件によって異なり、期間の設定が困難であるため。

堺市幼保連携型認定こども園の設置認可等に関する審査基準

この基準は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第17条第1項の設置認可についての基準を定めるものとする。

法第17条第1項の設置認可については、堺市幼保連携型認定こども園学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年堺市条例第31号。以下「条例」という。）、法その他関係法令のほか、この基準により審査する。

1 学級の編制

- (1) 条例第7条第3項の規定により1学級の園児の数を35人以下とすることを認める場合の事由は、次のいずれかに限るものとする。
- ア 園舎の都合により、保育室を分けて学級を増設することが困難であること。
 - イ 年度当初の学級編制時から園児の数が増えたことにより、少人数の学級編制が困難となった場合であること。
 - ウ 待機児童が生じている場合、又は待機児童が見込まれる場合であること。

2 園舎及び園庭

条例第10条第1項の規定により備えなければならない園舎及び園庭の所有については、「幼保連携型認定こども園の園地・園舎等の所有について」（平成26年12月18日府政共生第743号・26高私行第9号・雇児保発1218第1号・社援基発1218第1号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（少子化対策担当）・文部科学省初等中等局幼児教育課長・文部科学省高等教育局私学行政課長・厚生労働省雇用・児童家庭局保育課長・厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長連名通知）に従うものとする。

3 保育室等の設置階

保育室等の設置階については、条例第10条第4項の規定に関わらず、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」（平成26年11月28日府政共生第1104号・26文科第891号・雇児発1128第2号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「通知」という。）の3の(2)に掲げる要件を満たす場合は、満3歳以上の園児の保育室等を3階以上の階に設けることができる。

4 園庭の面積

条例第10条第7項に規定する園庭の面積について、通知の3の(3)に掲げる要件を満たす場合は、公園等の代替地を面積参入することができる。また、通知の3の(4)に掲げる要件を満たす場合は、屋上を面積算入することができる。

5 食事の提供の特例

- (1) 条例第11条第4項の規定により、幼保連携型認定こども園外で調理し搬入する方法により食事を提供するときは、「保育所における食事の提供について」（平成22年6月1日雇児発0601第

4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に従って実施するものとする。

- (2) 条例第11条第5項に規定する「調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備」及び同条第6項に規定する「調理設備」は、「認定こども園制度に関するQ&Aについて」(平成18年10月24日事務連絡文部科学省・厚生労働省幼保連携推進室通知)で示すものとする。

6 満3歳未満の園児の定員を設けるときの設備

条例第11条第8項に規定する乳児室及びほふく室の面積の算定に当たっては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令について」の留意事項について(平成23年10月28日雇児発1028第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)を踏まえるものとする。

7 教育時間・保育時間等

条例第17条第1項に規定する「教育及び保育を行う期間及び時間」については、通知の4の(1)に従うものとする。

8 子育て支援事業

条例第18条第1項及び第2項に規定する子育て支援事業については、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成26年／内閣府／文部科学省／厚生労働省／令第2号。以下「府省令」という。)第2条第1項各号に掲げる事業のうち、1事業以上を選択し、実施し得るものであること。
- (2) 府省令第2条第1項第1号又は同項第2号に規定する事業を実施する場合については、それぞれ週に1回以上実施すること。この場合において、同条第1号に規定する地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設するときは、当該場所は、10組以上の子ども及びその保護者が利用可能であり、かつ、授乳コーナー等乳幼児を連れて利用しても支障が生じないような設備を有する等適切な環境を備えた部屋であるものとする。
- (3) 府省令第2条第1項第3号に規定する事業を実施する場合については、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第36条の35第1項第1号又は同項第3号で規定する一時預かり事業で定める基準を準用すること。
- (4) 府省令第2条第1項第4号及び同項第5号に規定する事業を実施する場合については、幼保連携型認定こども園の開園時間中は常時実施できるものであること。ただし、合理的な理由がある場合は、この限りでない。
- (5) 子育て支援事業を実施するに当たっては、参加する保護者の様々な事情を考慮して、参加可能な保護者ができるだけ多くなる等、実施する日時が工夫されたものであること。
- (6) 子育て支援事業に従事する者は幼保連携型認定こども園の職員とし、地域の子育て支援に実績のある民間の団体又は個人との連携を図ること。
- (7) 子育てに関する相談をする者のプライバシーが確保されるなど、子育て支援事業を実施するための適切な設備等を確保すること。
- (8) 子育て支援事業の実施場所が、その職員配置及び設備の使用等について、幼保連携型認定こども園で実施する教育及び保育の妨げにならないものであること。

- (9) 実施する子育て支援事業に関し、研修等の実施及び職員が研修等への参加ができる勤務体制等の計画を作成すること。
- (10) 子育て支援事業について、市町村並びに地域において子育て支援に実績のある民間の団体又は個人からその活動状況について適宜情報提供を得られる体制が整えられていること。

9 幼保連携型認定こども園における分園の設置

幼保連携型認定こども園において分園を設置しようとするときは、「幼保連携型認定こども園において新たに分園を設置する場合の取扱いについて」（平成28年8月8日府子本第555号・28文科初第682号・雇児発0808第1号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）で示す要件を満たしているものとする。

10 幼保連携型認定こども園の設置に係る特例

- (1) 条例附則第5項の規定により条例第11条第8項の規定についての特例を受ける市町村以外の者が設置する幼稚園について、満3歳以上の園児の保育室の面積は53平方メートル以上とする。ただし、満3歳以上満4歳未満の園児の保育室の面積について、1学級の園児の数を25人以下とする場合、保育室の面積は41平方メートル以上とする。
- (2) 条例附則第7項第1号に規定する「園児の移動時の安全が確保されていること」は、次のいずれにも該当するものとする。ただし、これに該当しない場合は、これと同等以上の効果があると認められるものに代えることができる。
 - ア 移動において通行する道路にガードレール及び歩道その他通行の安全を確保する設備が設置されていること。
 - イ 当該園庭の周囲がフェンス等により囲われていること。
 - ウ 当該園庭の入口に子どもの飛出し等の防止措置がとられていること。
 - エ 当該園庭内に危険物及び危険箇所がないこと。
 - オ 緊急時の連絡体制が整っていること。
- (3) 条例附則第7項第3号に規定する「利用時間を日常的に確保できること」は、「待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準に係る留意事項等について」（平成13年3月30日雇児保第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）の1の(2)の要件を満たすものとする。
- (4) 条例附則第7項第4号に規定する「教育及び保育の適切な提供が可能であること」は、次のいずれにも該当するものとする。
 - ア 幼保連携型認定こども園を構成する建物等の間の距離は、園児にとって日常的に負担にならない程度で移動が可能であり、かつ、共通利用時間を確保するのに支障とならないものであること。
 - イ 運動会等の行事に当たって、すべての園児の一斉の活動が可能であること。

11 保育所設置認可基準の準用

幼保連携型認定こども園において夜間保育を実施しようとするときは、「夜間保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第298号厚生省児童家庭局長通知）及び「夜間保育所の設置認可等の取扱いについて」（平成12年3月30日児保第15号厚生省児童家庭局保育課長通知）の要件を満たしているものとする。

1.2 職員の数等に係る特例

- (1) 条例附則第8項及び第10項に規定する「市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認められる者」は、次のいずれかに該当する者とする。
 - ア 保育所等（認定こども園又は保育所又は地域型保育施設をいう。以下同じ。）で保育業務に従事した期間が十分にある者。（常勤で1年程度が目安）
 - イ 子育て支援員研修のうち地域型保育事業コースを修了し、研修修了後、保育所等で実習期間を経た者。
- (2) 条例附則第11項に規定する「子育てに関する知識及び経験を有する看護師等」は、次のいずれかに該当する者とする。
 - ア 保育所等での勤務経験が概ね3年を満たす者。
 - イ 子育て支援員研修のうち地域型保育事業コースを修了している者。
- (3) 条例附則第11項に規定する「同表備考1に規定する者による支援を受けることができる体制」とは、同表備考1に規定する者と合同の組又はグループを編成し、原則として同一の乳児室など同一空間内で保育を行うことを示すものとする。

附 則

この基準は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。